保護者の皆様へ

清瀬市教育委員会
令和８年６月

風水害等の発生が予想される場合の流れについて

前日の正午

以下の①～③のいずれかを清瀬市教育委員会で判断します。

①臨時休業	②登下校時刻の変更	③当日の判断
↓	↓	↓
学校から保護者に連絡があります。		連絡はありません。

当日の午前６時

「レベル５大雨特別警報」「レベル４大雨危険警報」「特別警報（暴風、大雪、暴風雪等）」「暴風警報・暴風雪警報」が清瀬市に発令されているか。

①該当する場合	②該当しない場合
↓	↓
臨時休業	基本的に通常の登校 ※学校が独自に登下校時間の変更などの対応を行う場合は、学校から保護者に連絡があります。
↓	
学校から保護者に連絡があります。	

以上のものとは別に、前日の１４時に「熱中症特別警戒アラート」が東京都に発表された場合、翌日は全校で一斉臨時休業となります。その際は、学校から保護者に連絡があります。

【担当】清瀬市教育委員会　教育部　教育指導課　電話　０４２－４９７－２５５２